

1 はじめに

本校は、県内唯一の病弱教育特別支援学校であり、小学部から高等部まで幅広い年齢の、様々な疾病や障がいのある児童生徒が在籍している。教育課程については、それぞれの実態に応じて、準ずる教育課程や認知の特性に応じた教育課程で病状に配慮しながら学習を進めている。

生活の場については、自宅、隣接する医療センターであり、学習の場も、学校、病院、教員の訪問による自宅等様々である。また、進学を機に入学する児童生徒もいれば、途中で転入をしてくる児童生徒もおり、それぞれに様々な経緯で本校へ就学してきている。

そのような児童生徒たちがより安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が家庭や医療、関係機関等と連携して、いじめの防止と早期発見に取り組むことで、その前兆にいち早く気づき、前兆の芽を摘み取ることができるよう以下のように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

○いじめ防止対策委員会

校長、教頭、各学部主事、生徒支援部長、人権同和教育主任、養護教諭、生徒支援部員で組織する。

※ 学期に1回は委員会を開き、各学部の実践や課題、対策などを確認し合う。

委員会は主事会や人権同和教育推進委員会など必要に応じて、他の会と合わせて開催できることとする。

※ 必要に応じて、関係する教職員も入る等増員する。

※ 重大事態については、島根県教育委員会（子ども安全支援室）より派遣されるスクールカウンセラーと連携して対応にあたる。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

4 いじめ防止のための基本的な考え方

○「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識をもち、児童生徒の自己肯定感を育み、よりよい人間関係づくりや教職員との信頼関係づくりに取り組む。

○「いじめは、どの児童生徒にも、本校においても起こり得る」、また「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という認識をもち、未然防止と早期発見・早期対応ができるように体制を整える。

5 本校児童生徒の特性と支援について

- 疾病や障がいによる認知上の困難さや経験の不足等から、自己理解や自己肯定感の積み上げがなされておらず、心理面への配慮が必要である。
- 心理面に不安定さがあり、ストレス対処の方法や行動調整に課題のある児童生徒がいる。
- 集団での学習に入りにくい、適切なコミュニケーションをとりにくいなど、対人関係で配慮が必要な児童生徒がいる。

本校は、「自分を大切にする人」「すすんで行う人」「助け合う人」の3つを目指す児童生徒像として、教育目標や子どもの将来を見据えた個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき指導を行っている。自己の病状や障がいの状態について理解し、必要な服薬を管理する力、心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力、必要なときに必要な支援・援助を求める力等、自己管理能力の育成を目指している。そして、豊かで自立した社会生活をおくることができるようになるために、他者理解を推進し、共に学び合う学習集団の中で、自己有用感、自己肯定感を高めていくことができるよう支援している。

本校は学習集団が小さく、また同じ学部の学級が校舎の違う階に点在しているなど、同年代の友だちと共に学び合う機会が少ない現状がある。学習集団が小さいことは対人関係において問題となる場面が少ないとも考えられるが、集団が小さいために多人数なら気にならない他人の言動が気になったり、普段は気にならないことでも、感覚過敏によるイライラが不適切な言動を引き起こしたり等、様々な要因で情緒不安定になる場合もある。そこで、「見守る」「話を聞く」「本人の気持ちを受け止めた後、相手の意図を代弁する」等、個々に対応しながら、『適切なコミュニケーション方法』『ストレスマネジメント』等について学習する機会を設定するなど、自立活動を中心に、教育活動全体を通して指導を行っている。

また、児童生徒の心身の状態について共通理解を図り、同じ視点で支援を行うために、病状や学習の様子、人間関係を含めて学年部や学部で情報交換を密に行っている。年度当初には情報交換会を実施し、児童生徒の支援方法について全教職員で共通理解をしている。また年間を通して毎週主事会を実施し、児童生徒の情報を共有している。また記録を校内LANで全教職員に提示することで、継続的に児童生徒の情報の共有をしながら日々の取組を進めている。

6 具体的な取組

【日常の指導体制】

組織的な対応

- 職員会、学部会、学年会、主事会等での児童生徒の情報の共有
- ケース会を必要に応じて開催し、関係教職員が集まって情報の共有と検討課題等の審議
- 教職員間で連携し、授業での様子や、休憩時間、保健室、図書室での様子等の情報の共有と支援

未然防止の取組

(1) 学級担任等の取組

- 生徒と日頃から話しやすい関係づくり
 - ・日常的な観察とコミュニケーション
- 学級活動・ホームルーム活動を通して
 - ・望ましい人間関係づくり活動
 - ・いじめを許さない雰囲気づくり
- 定期的な面談の実施（月ごと、学期初・末等）
 - ・定期的に、また必要に応じて面談を行い、最近の状況や心配なことなどの把握

(2) 各教科担当等の取組

- 分かる授業づくり
- 認め合える授業集団づくり

(3) 教育活動全体を通して

- 自立活動
 - ・自立活動を基盤として、教育活動全体を通して自己理解と自分の良さに気づく取組

- ・好ましい人間関係づくり、ソーシャルスキルを高める学習
- 道徳教育、人権同和教育
 - ・人権意識の高揚（教育活動全体を通じて、教職員も含めた学校全体の高揚）
 - ・児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場面を設定しつつ、いじめを行わない態度・能力を育成
- 特別活動
 - ・達成感のもてる行事、児童生徒会活動の実施
- 情報教育
 - ・教科「情報」やケータイ安全教室、各教科におけるモラル教育の充実
- (4) 保護者との連携
 - 連絡帳や面談、電話連絡等での情報の共有
 - ネットやケータイ利用の連携をとった指導（フィルタリング、家庭でのルール作り、危険性等の啓発）
 - PTA総会等での学校いじめ防止基本方針の説明、理解啓発
 - PTA役員会等で、学校生活アンケート等、学校でのいじめ防止に向けての取組について意見交換
- (5) 医療との連携
 - 主治医面談や電話連絡等を通しての情報の共有
 - 学校医相談等での学校医との連携
- (6) 専門機関・外部機関との連携
 - 児童相談所 ○警察 ○市役所 ○保健所 ○要保護児童対策地域協議会
等と連携しながら児童生徒、家庭支援
- (7) 教職員の研修
 - いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修会の実施
- (8) 学校評価
 - いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアル、個人面談・保護者面談の実施、校内研修会の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、校内におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

早期発見のための取組

- (1) 学級担任等の取組
 - 生徒との日頃から話しやすい関係づくり
 - ・表情や様子等から、普段と変わった様子がないか観察
 - ・クラスメイトを交えた状況の把握
 - 必要に応じた面談の実施
- (2) 各教科担当等の取組
 - 表情や様子等から、普段と変わった様子がないか観察
- (3) 教職員間の連携
 - 授業での様子や、休憩時間、保健室、図書室での様子等を教員間で情報の共有をする。
- (4) 質問紙（アンケート）の利用
 - 学校生活（評価）アンケート
- (5) 保護者との連携
 - 連絡帳や面談、必要に応じて電話連絡等での情報の共有
- (6) 医療との連携
 - 主治医面談や電話連絡等を通して受診時の様子など情報の共有
 - 学校医との情報の共有
- (7) 専門機関・外部機関との連携
 - 児童相談所 ○警察署 ○市役所 ○保健所 ○要保護児童対策地域協議会 等

【早期対応と重大事態への対応】

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止対策委員会等の組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切

である。

いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

(1) いじめの認知から解決までの組織的対応

①発見者や相談を受けた教職員はすぐに担任、学年主任、学部主事に報告をする。

②学部を中心に素早く行動し、情報収集や事実確認を行う。

③生徒指導委員会を開き、情報の共有と対応を確認する。

④全教職員で情報と対応を共有し、組織的に対応にあたる。

※学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、状況によってはスクールカウンセラー等外部関係機関と連携して対応にあたる。また、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

※重大事態とは①「児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。」または②「児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」と認められたことをいう。

・児童生徒が自殺を企図した場合 ・いじめが原因で精神疾患を発症した場合

・身体に傷害を負った場合 ・金品を奪い取られた場合

・児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等

※事実関係が明確でない段階であっても、その疑いがある場合には重大事態として対処する。

※児童生徒や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあったときは、学校の判断よりもその申し立てを優先し、重大事態が発生したものとして対応・調査・報告を行う。

※重大事態への対応においては、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照にする。

(2) 児童生徒への対応

①複数の教職員で被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒、保護者等多様な視点で事実確認を行う。

②いじめを「受けている児童生徒」の立場に立ち、心配や不安を取り除くとともに、守り抜く姿勢で対応を進める。

③いじめを「している児童生徒」・「加担をした児童生徒」への対応については、まず事実を確認する。その後、事実と相手の気持ちを説明することで、その重大性を認識させ、ただちにいじめをやめさせるとともに、当該児童生徒の実態等に配慮した対応・指導を進める。

④いじめを「見聞きしていた児童生徒」へも、いじめの認識や対応のあり方等について指導する。

⑤一方がいじめている認識、いじめられている認識がない場合も考えられる。まずは事実確認を行い、事実と相手の気持ちを説明することで、いじめの態様となっている行動をやめさせるとともに、どのように考え、行動したらよいか当該児童生徒の実態等に配慮した対応・指導を進める。

※「いじめの解消」とは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月が目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報提供、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(3) 保護者との連携

- ①いじめを「受けている児童生徒」の立場に立ち、当該保護者への経緯と今後の対応について説明を行い、家庭での支援について相談と協力の依頼をする。
- ②いじめを「している児童生徒」・「加担をした児童生徒」の保護者へは経緯の説明とともに、事の重大性を伝え、今後の対応について説明をする。家庭での支援について相談と協力の依頼をする。

(4) 関係機関との連携

- ①医療機関
 - ・主治医に事実を報告し、必要に応じて指示をあおぎながら対応する。
- ②児童相談所、市役所など外部機関
 - ・情報の共有を行い、必要に応じて児童生徒支援や保護者支援を連携して行っていく。
- ③教育委員会
 - ・必要な事案については、県教育委員会に報告し、連携して対応する。
- ④警察
 - ・心身や財産への被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合は警察へ通報し、連携して対応する。
 - ・ネットいじめについても警察に相談し、連携して対応する。